

- 5 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第三項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができ。
- 6 第十条第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の提出があつた場合について準用する。
- 7 国土交通大臣又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）は、第十五条第二項又はこの条第三項の規定により決定された船員に適用される特定最低賃金について、船員の生計費、類似の船員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができ。
- 8 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十三号）第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員については、その船員派遣の役務の提供を受ける者の事業又はその船員派遣の役務の提供を受ける者に使用される同種の船員の職業について特定最低賃金が適用されている場合にあつては、当該特定最低賃金において定める最低賃金額により第四条の規定を適用する。

第四十四条中、「第五条第一項」を、「第四条第一項」に改め、違反した者」の下に（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）を加え、「一万円」を「五十万円」に改め、第六章中同条を第四十条とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十五条中、「五千円」を、「三十万円」に改め、同条第一号中、「第十九条」を「第八条」に改め、違反した者」の下に（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）を加え、同条第二号中、「第三十五条」を「第二十九条」に改め、同条第三号中、「第三十八条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、による」の下に、「立入り若しくは」を加え、同条を第四十一条とする。

第四十六条中、「前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行為した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは」を、「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者又は法人若しくは人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか」に、刑を「罰金刑」に改め、同条を第四十二条とする。

第六章を第五章とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（最低賃金の適用除外に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の最低賃金法（以下、「旧法」という。）第八條又は旧法第四十条の規定により読み替えられた旧法第八條の規定により使用者が都道府県労働局長又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の許可を受けている労働者については、この法律の施行の日から一年間は、この法律による改正後の最低賃金法（以下、「新法」という。）第四条の規定は、適用しない。ただし、当該労働者について、当該期間内に新法第七條又は新法第三十五條第二項の規定により読み替えられた新法第七條の規定による都道府県労働局長又は地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）の許可があつたときは、この限りでない。

（旧法の規定により決定された最低賃金に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十一条の規定により決定された最低賃金（旧法第十三條の規定により改正されたものを含む。）については、この法律の施行後二年間は、旧法第五条の規定は、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の地域について決定された最低賃金（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。）は、新法第十条第一項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第十六条第一項の規定により一定の事業又は職業について決定された最低賃金（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含み、次に規定するものを除く。）は、新法第十五條第二項の規定により決定された最低賃金とみなす。

2 前項の規定により新法第十五條第二項の規定により決定された最低賃金とみなされた最低賃金については、この法律の施行の日以後最初に同項の規定による当該最低賃金の改正又は廃止の決定が効力を生ずるまでの間は、新法第三条の規定は、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現に効力を有する船員（船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員をいう。）に適用される最低賃金であつて、旧法第十六条第一項の規定により決定されたもの（旧法第十六条の三の規定により改正されたものを含む。）は、新法第三十五條第三項の規定により決定された最低賃金とみなす。

第七条 この法律の施行の日の前日において中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（労働組合法の一部改正）

第十一条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第十九條の十三第一項後段を削る。

（厚生労働省設置法の一部改正）

第十二条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中、「及び労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）」を削る。

第三十一条中、「労働組合法」の下に（昭和二十四年法律第百七十四号）を加える。

厚生労働大臣 舩添 要一
国土交通大臣 冬柴 鐵三
内閣総理大臣 福田 康夫

併理士法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御 璽

平成十九年十二月五日
内閣総理大臣 福田 康夫

併理士法施行令の一部を改正する政令
政令第三百五十五号

併理士法施行令の一部を改正する政令
併理士法（平成二十二年法律第四十九号）
第十一條第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

併理士法施行令（平成二十二年政令第三百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中、「第十二條第一項（法第十五條の二第二項において準用する場合を含む。）」を、「第十二條第二号」に改める。

附則

この政令は、平成二十年一月一日から施行する。

経済産業大臣 甘利 明
内閣総理大臣 福田 康夫